

第十七條 人口調査員ニ交付スペキ申告書用紙ニハ指定

ノ個所ニ調査區番號及府縣郡市町村名ヲ記入スベシ

第十八條 人口調査員申告書ノ蒐集ヲ終ヘ申告書、照

查表及照査表寫ヲ提出シタルトキハ市町村長ハ之ヲ

検査スペシ

第十九條 市町村長前條ノ検査ノ結果申告書又ハ照査

表及照査表寫ノ記入ニ重複、脱漏若ハ誤謬アルコトヲ

發見シタルトキ又ハ申告書記入ノ文字不明ナルトキ

ハ人口調査員ヲシテ之ヲ訂正又ハ加筆セシムベシ

第二十條 市町村長検査ノ結果調査漏世帶アリト認ム

ルトキハ人口調査員ヲシテ之ガ調査ヲ爲サシメ既ニ

調査ヲ經タル世帶ニ關シ必要ト認ムルトキハ再調査

ヲ爲サシムベシ

第二十一條 市町村長申告書照査表及照査表寫ノ検査

ヲ終ヘタルトキハ照査表及照査表寫ノ末尾ニ検印ス

ベシ

第二十二條 市町村長前數條ノ手續ヲ終ヘタルトキハ

昭和二十一年人口調査規則第十七條ノ統計表ヲ作成

スペシ但シ町村組合ニ在リテハ其ノ一町村毎ニ作成

スペシ

第二十三條 市町村長前條ノ手續ヲ終ヘタルトキハ統

一計表ノ末尾ニ日附ヲ記入シ記名捺印スベシ

第二十四條 市町村長ハ調査書類ノ紛失毀損ヲ防グ爲

其ノ保管及發送ニ付特ニ注意スペシ

第二十五條 市町村長ハ調査書類ノ提出後ト雖モ該書

類ノ記入事項ニ關シ監督官廳ヨリ照會アリタルトキ

ハ保管書類ニ依リ又ハ人口調査員タリシ者ニ質シ若

ハ實地ニ就キ調査シ速ニ答申スペシ

第三章 人口調査員

第二十六條 人口調査員ハ市町村長ノ指揮監督ヲ受ケ

調査區ヲ擔當シ左ノ職務ヲ行フ

一 準備調査

二 申告書用紙ノ配付

三 申告書ノ蒐集及検査

四 申告書、照査表又照査表寫ノ提出

五 以上ノ附帶事務

六 各世帶ノ人員概數ヲ調査スルコト

七 調査スルコト

八 世帶員不在ノ爲前項ノ調査ヲ爲スコト能ハザルトキ

ハ重ネテ巡回シ又ハ近隣ノ者ニ質シ之ヲ調査スペシ

九 世帶番號札ヲ貼附スル場合ニ於テハ左ノ

ヲ故ナク他人ニ漏泄スベカラズ

第二十九條 人口調査員擔當調査區ト隣接調査區トノ

間ニ重複、脱漏又ハ所屬不明ノ地域アリト認ムルト

キハ直ニ其ノ旨ヲ市町村長ニ申出テ指揮ヲ請フベシ

第三十條 人口調査員ハ職務執行ニ便スル爲豫メ擔當

調査區内巡回ノ順路ヲ定メ準備調査、申告書用紙ノ

配付又ハ申告書ノ蒐集ノ際概ネ其ノ順路ニ依ルベシ

ノ爲調査事務ニ從事シ難キトキハ直ニ市町村長ニ其

ノ旨ヲ申出ヅベシ

第三十二條 人口調査員ハ申告書及照査表提出後ニ於

テモ市町村長ヨリ説明又ハ再調査ヲ命ぜラレタルト

キハ調査ノ上速ニ答申スペシ

第三十三條 人口調査員ハ市町村長ノ定ムル期間内ニ

準備調査トシテ左ノ事務ヲ行フベシ

一 各住居ニ就キ世帶ノ有無及其ノ數ヲ調査シ各世

帶ノ住居ニ世帶番號札ヲ貼附スルコト但シ船舶ニ

付テハ昭和二十一年四月十六日午前零時迄繕留ス

ベキ見込アルモノニ限ル

二 世帶所在地ノ地番號ヲ調査スルコト

三 各世帶ノ申告義務者ノ氏名ヲ調査スルコト

四 準世帶ニ在リテハ其ノ種類及名稱ヲ調査スルコト

五 農家人口調査ノ農家ニ該當スル世帶ナリヤ否ヤ

六 各世帶ノ人員概數ヲ調査スルコト

七 調査スルコト

八 世帶員不在ノ爲前項ノ調査ヲ爲スコト能ハザルトキ

ハ重ネテ巡回シ又ハ近隣ノ者ニ質シ之ヲ調査スペシ

九 世帶番號札ヲ貼附スル場合ニ於テハ左ノ

ヲ故ナク他人ニ漏泄スベカラズ

第三十四條 世帶番號札ヲ貼附スル場合ニ於テハ左ノ

點ニ注意スペシ

一 普通ノ家屋ハ勿論穀倉社寺學校工場倉庫物置等

ノ建物、舟筏其ノ他掛小屋叢籠張天幕等臨時ノ設

備ト雖モ其ノ内ニ世帶アルトキハ世帶毎ニ悉ク世

帶番號札ヲ貼附スルコト

二 一棟ノ家屋内ニ數箇ノ世帶アルトキハ一世帶毎

ニ世帶番號札ヲ貼附シ數棟又ハ母屋及附屬建物ニ

跨リ一世帶アルトキハ其ノ主タル住居ニ世帶番號

札ヲ貼附スルコト

三 旅館、下宿屋(素人下宿ヲ含ム)等ノ旅客、下宿人

等ノ集リハ營業主ノ普通世帶トハ別ノ準世帶ナル

ヲ以テ之ヲ區別シテ世帶番號札ヲ貼附スルコト

世帶番號札ヲ貼附スベキ世帶ハ物資配給等ノ爲ニ便

宜認シラレタル世帶トハ必ずシモ一致セザルヲ以テ

昭和二十一年人口調査規則第四條ノ規定ニ從ヒ世帶

ノ單位ヲ定ムベシ

第三十五條 人口調査員一世帶ニ就キ第三十三條ノ調

査ヲ爲シタルトキハ直ニ其ノ結果ヲ照査表第一欄乃

至第六欄ニ記入スベシ但シ普通ノ家屋以外ニ在ル世

帶ニ付テハ住居ノ種類ヲ備考欄ニ記入スペシ

前項ノ記入ヲ爲スコト能ハズ再調査ヲ要スルモノアルトキハ備考欄ニ「要再調」ト記入シ置キ重ネテ巡回シ調査ノ結果ヲ當該欄ニ記入シタル上備考欄「要再調」ノ文字ヲ抹消スペシ

準備調査後照査表ノ記入事項ニ異動又ハ誤謬アルコトヲ知リタルトキハ其ノ都度加除訂正スペシ

第三十六條 人口調査員準備調査ヲ終ヘタルトキハ市町村長ノ定ムル期限迄ニ照査表ヲ市町村長ニ提示シ其ノ検査ヲ受クベシ

第三十七條 人口調査員ハ昭和二十一年四月十五日迄ニ擔當調査區内ノ各世帶ニ照査表記入ノ人員概數ニ應ジ申告書用紙ヲ配付シ其ノ枚數ヲ照査表第七欄ニ記入スペシ

申告義務者又ハ之ニ代ルベキ者共ニ不在ノ世帶ニハ重ネテ巡回シ又ハ便宜近隣ノ申告義務者ニ委託シテ配付スルコトヲ得

第三十八條 人口調査員ハ申告書用紙ヲ配付シタルトキハ半紙大ノ青色紙ヲ交付シテ見易キ個所ニ貼附セシムベシ

船舶ニ申告書用紙ヲ配付シタルトキハ半紙大ノ青色紙ヲ交付シテ見易キ個所ニ貼附セシムベシ

第三十九條 人口調査員ハ申告書用紙配付前豫メ照査表ニ依リ申告書用紙指定ノ個所ニ世帶番號ヲ記入シ配付ノ際更ニ相違ナキコトヲ確ムベシ

第四十條 人口調査員ハ申告書用紙配付ノ際各世帶ノ申告義務者ニ對シ昭和二十一年四月十六日午前八時迄ニ申告書ヲ作成スベキ旨ヲ告ゲベシ

人口調査員ハ申告書ノ記入方ヲ繕切ニ指示シ申告ニ重複又ハ脱漏ナキヲ期スベシ

第四十一條 人口調査員準備調査ヲ終ヘタルトキハ其ノ記入シタル上備考欄「要再調」ト記入スルコトヲ知リタルトキハ直ニ左ノ各號ニ依リ處理スベシ

第四十二條 人口調査員ハ申告書蒐集ノ際世帶人員ニ付重複、脱漏又ハ架空ノ申告ナキヤヲ検査スベシ

第四十三條 人口調査員ハ申告書蒐集ノ際世帶又ハ人員ノ増加其ノ他ノ必要ニ應ズル爲豫備ノ申告書用紙ヲ携帶スベシ

第四十四條 人口調査員ハ申告書蒐集ノ際照査表ニ記入セラレタル世帶ニ異動アルコトヲ知リタルトキ又ハ新ニ調査スベキ世帶ヲ發見シタルトキハ第四十條ノ規定ニ準ジ處理シ申告義務者ヲシテ直ニ申告書ノ記入ヲ爲サシメ之ヲ蒐集スベシ

第四十五條 申告義務者ニシテ申告書ノ記入ヲ爲スコト能ハザルモノアルトキハ人口調査員ハ申告書蒐集ノ際口頭ヲ以テ申告セシメ代リテ記入ヲ爲シ讀ミ聞カセタル上捺印セシメ之ヲ蒐集スベシ

第四十六條 人口調査員準備調査ヲ終ヘタルトキハ左ノ各號ニ依リ處理スベシ

一 照査表記載ノ世帶が擔當調査區外ニ移轉シタルトキハ世帶番號札ヲ取去リ照査表ノ記入ヲ讀ミ得ル様抹消シ備考欄ニ「移轉」ト記入スルコト

二 照査表ニ記載ナキ世帶アリタルトキハ新ニ世帶番號札ノ貼附及照査表ノ記入ヲ爲シ當該世帶ニ申告書用紙ヲ配付スルコト但シ此ノ場合ニハ照査表備考欄ニ「追加」ト記入スペシ

三 照査表記載ノ世帶ガ擔當調査區内ニ於テ移轉シタルトキハ前二號ニ準ジ處理シ照査表備考欄ニ「區內移轉」ト記入スルコト

四 第四十一條 人口調査員ハ市町村長ノ定ムル期日ニ擔當調査區内ノ各世帶ニ就キ漏ナク申告書ヲ蒐集スベシ

第五十條 人口調査員ハ申告書蒐集ノ際世帶人員ニ付重複、脱漏又ハ架空ノ申告ナキヤヲ検査スベシ

第六十條 人口調査員ハ申告書蒐集ノ際照査表ニ記入セラレタル世帶ニ異動アルコトヲ知リタルトキ又ハ新ニ調査スベキ世帶ヲ發見シタルトキハ第四十條ノ規定ニ準ジ處理シ申告義務者ヲシテ直ニ申告書ノ記入ヲ爲サシメ之ヲ蒐集スベシ

第六十一條 人口調査員ハ申告書蒐集ノ際世帶人員ニ付重複、脱漏又ハ架空ノ申告ナキヤヲ検査スベシ

第六十二條 人口調査員ハ申告書蒐集ノ際照査表ニ記入セラレタル世帶ニ異動アルコトヲ知リタルトキ又ハ新ニ調査スベキ世帶ヲ發見シタルトキハ第四十條ノ規定ニ準ジ處理シ申告義務者ヲシテ直ニ申告書ノ記入ヲ爲サシメ之ヲ蒐集スベシ

第六十三條 人口調査員ハ申告書蒐集ノ際世帶人員ニ付重複、脱漏又ハ架空ノ申告ナキヤヲ検査スベシ

第六十四條 人口調査員ハ申告書蒐集ノ際照査表ニ記入セラレタル世帶ニ異動アルコトヲ知リタルトキ又ハ新ニ調査スベキ世帶ヲ發見シタルトキハ第四十條ノ規定ニ準ジ處理シ申告義務者ヲシテ直ニ申告書ノ記入ヲ爲サシメ之ヲ蒐集スベシ

第六十五條 人口調査員ハ申告書蒐集ノ際世帶人員ニ付重複、脱漏又ハ架空ノ申告ナキヤヲ検査スベシ

第六十六條 人口調査員ハ申告書蒐集ノ際世帶人員ニ付重複、脱漏又ハ架空ノ申告ナキヤヲ検査スベシ

第六十七條 人口調査員ハ申告書蒐集ノ際世帶人員ニ付重複、脱漏又ハ架空ノ申告ナキヤヲ検査スベシ

第六十八條 人口調査員ハ申告書蒐集ノ際世帶人員ニ付重複、脱漏又ハ架空ノ申告ナキヤヲ検査スベシ

第六十九條 人口調査員ハ申告書蒐集ノ際世帶人員ニ付重複、脱漏又ハ架空ノ申告ナキヤヲ検査スベシ

第七十條 人口調査員ハ申告書蒐集ノ際世帶人員ニ付重複、脱漏又ハ架空ノ申告ナキヤヲ検査スベシ

第七十一條 人口調査員ハ申告書蒐集ノ際世帶人員ニ付重複、脱漏又ハ架空ノ申告ナキヤヲ検査スベシ

申告書ノ枚數及號數ヲ申告書指定ノ個所ニ記入スルコト

照シ相違ノ點ヲ發見シタルトキハ事實ニ依リ之ヲ訂正スルコト

申告書ノ世帶番號及申告者ノ氏名ヲ照査表ニ對キハ申告義務者ヲシテ訂正セシメ又ハ質問ノ上之ヲ訂正スルコト

申告書各項ノ記入ヲ検査シ脱漏又ハ誤謬アルトキハ申告義務者ヲシテ訂正セシメ又ハ質問ノ上之ヲ訂正スルコト

申告書記入ノ文字不明ナルトキ又ハ訂正ノ爲不明ト爲リタルトキハ申告義務者ニ申告書用紙ヲ交付シ更ニ申告書ヲ作成セシムルコト

船舶ニ付チ前項ノ手續ヲ終ヘタルトキハ半紙大ノ赤色紙ヲ交付シテ見易キ個所ニ貼附セシムベシ

申告書記入ノ文字不明ナルトキ又ハ訂正ノ爲不明ト爲リタルトキハ申告書用紙ヲ終ヘタルトキハ更ニ申告書ノ記入事項ヲ検査シ補正ヲ要スルモノアルトキハ申告義務者ヲシテ訂正セシメ又ハ質問ノ上之ヲ訂正シタル後左ノ手續ヲ爲スベシ

申告書ノ枚數ヲ照査表第六欄ニ記入スルコト

申告書ニ依リ照査表第九欄ノ記入ヲ爲スコト

照査表第五欄、第八欄及第九欄ノ各合計ヲ算出

記入シ検算スルコト但シ一通三枚以上ナルトキハ一枚毎ニ小計ヲ、最終ノ用紙ニ合計ヲ記入スペシ

五 照査表記入ノ順序ニ依リ照査表第十欄ニ世帶通シ番號ヲ記入スルコト

照査表記入ノ順序ニ依リ照査表指定ノ個所ニ記入スルコト

照査表ト各申告書トヲ對照シ符合スルヤ否ヤヲ検査

シ誤謬アルトキハ直ニ之ヲ訂正スペシ

第四十九條 人口調査員前條ノ手續ヲ終ヘタルトキハ

申告書指定ノ個所ニ検印スルト共ニ照査表寫ヲ作成シ照査表及照査表寫ノ末尾ニ記名捺印スペシ

第五十條 人口調査員ハ申告書ヲ世帯番號順ニ重ね一括シ照査表及照査表寫ト共ニ市町村長ノ定ムル期限迄ニ之ヲ市町村長ニ提出スペシ

第四章 補 則

第五十一條 本規程中府縣支廳、府縣支廳長、市町村若ハ町村又ハ市町村長若ハ町村長ニ關スル規定ハ市制第六條及第八十二條第三項ノ市ニ在リテハ各市、

市長、區又ハ區長ニ、市町村若ハ町村又ハ市町村長若ハ町村長ニ關スル規定ハ東京都ノ區ノ存スル區域ニ在リテハ各區又ハ區長ニ之ヲ適用シ府縣トアルハ

東京都及北海道廳ヲ、府縣知事トアルハ東京都長官及北海道廳長官ヲ、府縣支廳トアルハ東京都支廳及

北海道廳支廳ヲ、府縣支廳長トアルハ東京都支廳長ハ各之ニ準ズベキモノヲ包含ス

なお本回の調査に該當せざる地域に就ては同日付内閣告示第五號に依り左の如く指定された。
昭和二十一年人口調査規則第二條第一項ノ規定ニ依リ地域左ノ通指定ス

勞働組合施行令

(昭和二十一年二月二十七日勅令第百八號)

勞働組合施行令の制定

勞働組合法は昭和二十一年三月一日を以て實施されることとなつたが、之に就て同年二月勅令第百八號を以て、其の施行令が制定公布された。

第六條

法第六條ノ規定ニ依ル決定ハ第四條ノ申立ナ

キ場合ハ同條ノ期間ノ經過シタル時、同條ノ申立ア

リタル場合ハ前條第一項ノ却下アリタル時其ノ效力ヲ生ズ

第七條

前五條ノ規定ハ法第八條ノ規定ニ依ル變更ノ

付ノ申請アリタルトキハ遲滞ナク其ノ交付スペシ法

第八條

勞働組合ノ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル

地方長官當該組合ヨリ勞働組合タル旨ノ證明書ノ交

命令ニ之ヲ準用ス

人タル勞働組合ヲ設立セントスル者ヨリ勞働組合タリ得ベキ旨ノ證明書ノ交付ノ申請アリタルトキ亦同ジ

第九條

法第十五條第一項ノ場合ニ於ケル手續ニ關シ

テハ第十條乃至第十八條ニ定ムルモノノ外非訟事件リ得ベキ旨ノ證明書ノ交付ノ申請アリタルトキ亦同

手續法ノ定ムル所ニ依ル

第十條 法第十五條第一項ノ規定ニ依ル事件ハ勞働組

合ノ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ

管轄トス

新知郡

占守郡

花咲郡齒舞村ノ内志綴島、多樂島、水晶島、勇留島、秋勇留島

東京都
大島支廳管内全域

三宅支廳管内全域

八丈支廳管内全域

小笠原支廳管内全域

島根縣
鹿兒島縣
沖繩縣

大島郡
穩地郡五箇村ノ内竹島

大島郡

全域

第三條 地方長官法第六條ノ規定ニ依ル決定ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク其ノ旨ヲ記載シタル書面ヲ當該組合ノ代表者ニ交付スペシ

第四條 地方長官ノ爲シタル法第六條ノ規定ニ依ル決

定ニ不服アル者ハ三週間以内ニ其ノ理由ヲ具シ文書

ヲ以テ當該決定ヲ爲シタル地方長官ヲ經由シ厚生大臣ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

第五條 厚生大臣ハ前條ノ申立アリタルトキハ中央勞

働委員會ノ決議ニ依リ當該申立ノ却下又ハ當該申立ニ係ル決定ノ取消ヲ爲ス

第三條ノ規定ハ前項ノ却下又ハ取消アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第六條 法第六條ノ規定ニ依ル決定ハ第四條ノ申立ナ

キ場合ハ同條ノ期間ノ經過シタル時、同條ノ申立アリタル場合ハ前條第一項ノ却下アリタル時其ノ效力

第七條 前五條ノ規定ハ法第八條ノ規定ニ依ル變更ノ

付ノ申請アリタルトキハ遲滞ナク其ノ交付スペシ法

ジ

人タル勞働組合ヲ設立セントスル者ヨリ勞働組合タリ得ベキ旨ノ證明書ノ交付ノ申請アリタルトキ亦同

ジ

手續法ノ定ムル所ニ依ル

ジ

法第十五條第一項ノ規定ニ依ル事件ハ勞働組

合ノ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ

ジ

管轄トス

國後郡泊村、留夜別村
色丹郡色丹村

紗那郡紗那村

北海道

全域

擇捉郡留別村

藝取郡蘿坂村

得撫郡